

評議員・理事・監事の選任における注意点

1. 評議員（定款で定めた理事の員数を超える数（小規模法人に対する特例あり））

① 評議員になることができる者（社会福祉法第39条）

「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任する必要がある、法人において定款に定める適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではありません。

社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者（国 FAQ 要約）

- ① 当該法人の職員であった者が評議員となることは可能である。
ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とすることが適当である。
- ② 法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、地域住民が評議員となることは可能である。
- ③ 評議員は、居住地等の地域による制限はない。
- ④ 共同評議員会について
 - ・評議員会は法人の機関であることから、法人ごとに設けることになるが、他の社会福祉法人の評議員会と同一の構成とすることは可能である。
 - ・その場合には、それぞれの評議員会を同じ日に同じ場所で開催することも可能であるが、時間帯については区分することが必要である。
- ⑤ 顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士について
 - ・例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合は、評議員に選任することは適当ではない。
 - ・一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合は、評議員に選任することは可能である。
- ⑥ 会計監査人は、評議員に選任することはできない。
- ⑦ 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家を活用する場合において、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が助言にとどまる場合は、その者を評議員に選任することが可能であるが、業務執行に当たる場合には評議員に選任することはできない。
- ⑧ 非常勤の医師は、雇用関係がある限りは職員であることから評議員になることはできない。嘱託医については、法人から委嘱を受けて診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから、評議員になることは可能である。

② 欠格事由等(法第40条第1項ほか)

次に掲げる者は、評議員となることができません。

ア 法人

イ 成年被後見人又は被保佐人

ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 法第 56 条第 8 項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

カ 暴力団員等の反社会的勢力の者

③ 兼職禁止(法第40条第2項)

評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません。

④ 特殊関係者の制限(法第40条第4項及び第5項)

評議員には、**評議員間** 及び **評議員と各役員** について、次のいずれかの親族等特殊の関係にある者が含まれてはいけません。

ア 配偶者

イ 三親等以内の親族

ウ 次の厚生労働省令で定める特殊の関係がある者

(ア) 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(イ) 当該評議員又は役員に雇用されている者

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(エ) (イ) 及び (ウ) の配偶者

(オ) (ア) から (ウ) に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

(カ) 当該評議員が役員(業務を執行する社員を含む。)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員(業務を執行する社員を含む。)又は職員(これらの役員(当該評議員を含む。)又は職員が自社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。)

(キ) 自社会福祉法人の役員が役員(業務を執行する社員を含む。)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員(業務を執行する社員を含む。)又は職員(これらの役員又は職員が自社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含

まれる場合に限る。)

- (ク) 自社会福祉法人の役員及び評議員の合計数で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人の役員又は職員
- (ケ) 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である評議員（これらの評議員が自社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

評議員の特殊関係者(国 FAQ 要約)

- ① A社会福祉法人の評議員に、B社会福祉法人の評議員が就任することは、人数に制限なく兼務可能である。
- ② A社会福祉法人の評議員に、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは、人数に制限なく兼務可能である。
ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合は、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。
- ③ A社会福祉法人の評議員に、社会福祉法人ではないC法人の役員又は職員が就任することは可能である。
ただし、C法人の役員又は職員がA社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- ④ 租税特別措置法の適用要件としては、親族等特殊関係者（6親等以内）の制限がある。

2. 理事（6人以上）

① 資格要件(法第44条第4項)

理事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。

- ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- イ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ウ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

② 欠格事由等(法第44条第1項ほか)

次に掲げる者は、理事となることができません。

- ア 法人
- イ 成年被後見人又は被保佐人
- ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違

- 反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- オ 法第 56 条第 8 項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- カ 暴力団員等の反社会的勢力の者

③ 兼職禁止(法第40条第2項、法第44条第2項)

監事又は評議員は、理事を兼ねることはできません。
当該社会福祉法人の職員は、理事になることができます。

理事の兼職(国 FAQ 要約)

- ① 理事総数に占める職員の割合の制限はない。
- ② 法人の職員の中に、それぞれの資格要件に該当する 3 名がいるのであれば、全員が法人の職員であることも可能である。
- ③ 職員が理事となる場合、日頃の業務執行は職員という立場で行っているものであり、業務執行理事としなくてよい。
- ④ 関係行政庁の職員から役員を選任することは、法第 61 条第 1 項の公私分離の原則に照らし適当でない。

④ 特殊関係者の制限(法第44条第6項)

理事には、理事本人を含め、各理事について、次のいずれかの親族等特殊の関係にある者が理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはいけません。

ただし、理事総数の 3 分の 1 以内であっても、理事の親族等特殊関係者の上限は 3 人です。

ア 配偶者

イ 三親等以内の親族（租税特別措置法第 40 条の適用を受ける場合は、六親等以内）

ウ 次の厚生労働省令で定める特殊の関係がある者

(ア) 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(イ) 当該理事に雇用されている者

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(エ) (イ) 及び (ウ) の配偶者

(オ) (ア) から (ウ) に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

- (カ) 当該理事が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（業務を執行する社員を含む。）又は職員（これらの役員又は職員が自社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- (キ) 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が自社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

3. 監事（2人以上）

監事は、法改正により、その権限、理事会への出席や報告の義務等が定められています。

① 資格要件(法第44条第5項)

監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。

- ア 社会福祉事業について識見を有する者
- イ 財務管理について識見を有する者

② 欠格事由等(法第44条第1項ほか)

次に掲げる者は、監事となることができません。

- ア 法人
- イ 成年被後見人又は被保佐人
- ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- オ 法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- カ 暴力団員等の反社会的勢力の者

③ 兼職禁止(法第44条第2項)

監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることはできません。

④ 特殊関係者の制限(法第44条第7項)

監事には、各役員について、次のいずれかの親族等特殊の関係にある者が含まれてはいけません。

ア 配偶者

イ 三親等以内の親族（租税特別措置法第 40 条の適用を受ける場合は、六親等以内）

ウ 次の厚生労働省令で定める特殊の関係がある者

（ア）当該監事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（イ）当該監事に雇用されている者

（ウ）（ア）及び（イ）に掲げる者以外の者であって、当該監事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

（エ）（イ）及び（ウ）の配偶者

（オ）（ア）から（ウ）に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

（カ）当該監事が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（業務を執行する社員を含む。）又は職員（これらの役員又は職員が自社会福祉法人の監事総数の 3 分の 1 を超えて含まれる場合に限る。）

（キ）当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が自社会福祉法人の監事総数の 3 分の 1 を超えて含まれる場合に限る。）

（ク）自社会福祉法人の評議員及び役員合計数で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人の理事又は職員

（ケ）国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である監事（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の 3 分の 1 を超えて含まれる場合に限る。）

顧問弁護士・顧問税理士・顧問会計士は監事になれるか（国 FAQ 要約）

法人から委託を受けて記帳代行や税理士業務を行う場合は自己点検に当たるため適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみ行う契約となっている場合には監事に選任することは可能である。